

Continental Report

いっそのこと日本国籍の取得を考えてみる

外国人材の帰化申請

日本国籍取得のメリット・デメリット

- 日本で長期的に生活をしていく、または、日本でビジネスをしていくことを考えた場合、いっそのこと日本国籍を取得してしまおうという声がよく聞かれます
- 日本国籍取得のメリットは、主なものでは①選挙権・被選挙権が獲られる、②公務員への就任に制限がなくなる、③在留期間の制限がなくなるため銀行取引に有利、などがあり、また永住権の取得よりも審査要件が緩やかである事もインセンティブになり得ると考えられます
- 一方で、原則母国の国籍を喪失してしまうところが最大のデメリットになります。母国の制度や外国人ご本人の母国への感情的な面も考慮する難しい一面も持ち合わせています

日本国籍取得（帰化）の要件

- 日本国籍取得（帰化）には、①日本への一定年数の居住（居住要件）、②原則20歳以上であること（能力要件）、③納税義務その他法令の遵守（素行要件）、④生計を維持できる収入（生計要件）、⑤母国の制度上の母国籍離脱可否（喪失要件）、⑥危険な思想の有無（思想要件）、⑦一定水準以上の日本語能力の7つが基本的な要件となり、日本で生まれた場合や日本人の配偶者である場合などでは要件が一定程度緩和されます

| | | |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 居住要件 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して5年以上日本に住所を有していること（日本人の配偶者等は3年以上） |
| 2 | 能力要件 | <ul style="list-style-type: none"> 原則20歳以上（未成年の子が両親と一緒に申請する場合はOK） |
| 3 | 素行要件 | <ul style="list-style-type: none"> 納税義務（本人・配偶者・適正な扶養状況） 年金支払い義務（直近1年間） 交通違反（過去5年間の違反履歴）等法令順守状況 |
| 4 | 生計要件 | <ul style="list-style-type: none"> 生活を維持していける収入があるか |
| 5 | 喪失要件 | <ul style="list-style-type: none"> 母国の制度上母国の国籍を離脱できるか |
| 6 | 思想要件 | <ul style="list-style-type: none"> 自爆テロや破壊活動のような危険な思想を持っていないか |
| 7 | 日本語能力 | <ul style="list-style-type: none"> 一定以上の日本語能力(N3以上くらいでOK) |

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

murai@continental-mmigration.com

<https://continental-immigration.com/>

日本国籍の取得「帰化申請」

長い間日本に住んでいる外国人の方で、これから長期間日本に住んでビジネスをしたい、家族と生活をして行きたいという方から日本国籍を取得したいと言ったお声をよくいただきます。

本稿では、日本国籍を取得したい外国人の方向けに、なるべくわかりやすく帰化（日本国籍の取得）についてご解説していききたいと思います。

帰化（日本国籍の取得）のメリットとデメリット

帰化は日本国民としての権利が享受できるため、もちろん退去強制も適用されない

「永住と帰化と何が違うのか？」という声が多く聞かれますが、簡単にいうと、帰化は日本国籍を取得しますので、日本人としての選挙権や被選挙権がもらえ、公務員への就任の制限がなくなる、ビザなしで渡航できる国や地域が多い日本パスポートを使えるなどのメリットがありますが、一方で、母国の国籍を失ってしまうというデメリットがあります。また、帰化は、永住権の取得に比べて要件が緩めなのも特徴です。

なお、日本での起業する場合には、永住であっても帰化であっても、在留期限に制限がなくなり在留の安定性が増すので、圧倒的に銀行取引（銀行からお金を借りる）に有利になります。その面では、日本に居住する権利が無くならない帰化のほうがより有利と言えます。

かつては差別などで学生の就職や結婚などがしにくい時代もあったと記憶していますが、そのような愚かなことはこの日本社会から一日も早くなくなるべきです。

図表1: 帰化と永住の違い

| | 永住 | 帰化 |
|-----------|---------------------|-----------------------|
| 居住要件(原則) | 継続して10年 (うち就労5年) | 継続して5年 (うち就労3年) |
| 国籍 | ○母国の国籍の ままで良い | 日本国籍へ変更 (×母国の国籍喪失) |
| 選挙権・被選挙権 | ×なし | ○あり |
| 公務員への就任 | ×制限あり | ○制限なし |
| 在留期限 | 退去強制あり | 生涯在留可能 |
| 銀行取引(ローン) | 受けやすい | 受けやすい |
| 職業の制限 | なし | なし |

出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

図表2: 帰化のメリット・デメリット

| メリット | デメリット |
|--------------------------------------------|----------|
| 選挙権・被選挙権がもてる 公務員へ制限なくなる 永住権よりも要件が緩やか | 母国の国籍を失う |

出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

帰化の要件

一般的な外国人の帰化の要件 (= 「普通帰化」といいます) は以下の7つの項目です。この7つの項目のうち、日本人の配偶者や日本生まれの方、日本に長期間滞在している外国人の方など、一定の場合には帰化の条件が緩和されますこととなります。要件を緩和された帰化を「簡易帰化」といいます。

まずは、基本的なかたちである帰化の要件を見ていきましょう。

| | | |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 居住要件 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して5年以上日本に住所を有していること (日本人の配偶者等は3年以上) |
| 2 | 能力要件 | <ul style="list-style-type: none"> 原則20歳以上 (未成年の子が両親と一緒に申請する場合はOK) |
| 3 | 素行要件 | <ul style="list-style-type: none"> 納税義務(本人・配偶者・適正な扶養状況) 年金支払い義務(直近1年間) 交通違反(過去5年間の違反履歴)等法令順守状況 |
| 4 | 生計要件 | <ul style="list-style-type: none"> 生活を維持していける収入があるか |
| 5 | 喪失要件 | <ul style="list-style-type: none"> 母国の制度上母国の国籍を離脱できるか |
| 6 | 思想要件 | <ul style="list-style-type: none"> 自爆テロや破壊活動のような危険な思想を持っていないか |
| 7 | 日本語能力 | <ul style="list-style-type: none"> 一定以上の日本語能力(N3以上くらいでOK) |

(1) 居住要件

継続して5年以上日本に住所を有していること

帰化を申請するための住居要件では「引き続き5年以上日本に住所を有すること」と定められています。

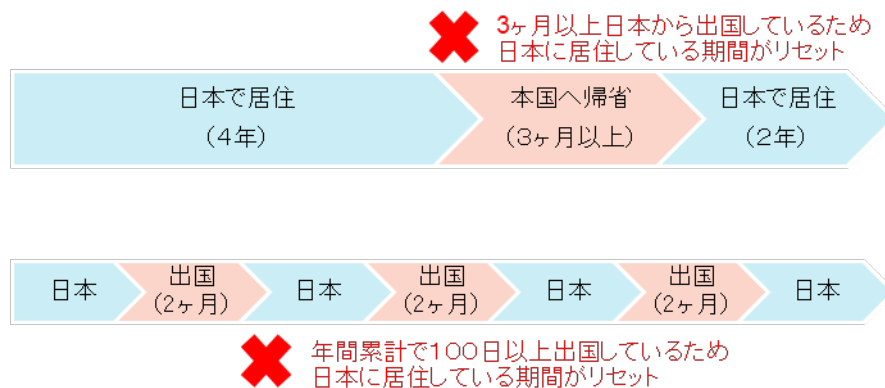
(一定の出国で「引き続き（継続して）」のカウントが中断)

何かの事情で一定期間日本から出国する場合には注意が必要。また、かつてよりも出国の期間が短縮化されるなど審査の運用が厳格化されてきている

「引き続き（継続して）」とは、日本に住み続けている状態をさしており、現在の法務局の実務運用上、概ね3ヶ月以上日本から出国した場合、または、年間で累計100日以上（かつては150日以上くらいで運用されていましたが厳しくなっています）日本から出国していた場合には「引き続き」日本に住んでいたとみなされなくなる可能性が高くなるため、本国へ帰省する場合などには注意が必要です。「引き続き」日本に住んでいるとみなされなくなった場合、住んでいた期間がリセットされて、ゼロからスタートすることになります。

例えば、4年日本に住んで、1年間本国に帰っていたけれど、また日本に戻ってきて2年住んでいるというようなケースでは要件を満たさないことになります。本国への帰省以外にも、勤務先の業務命令での長期出張などのケースもあるかと思いますが、実際の事例では認めてもらえないケースもあり、理由が考慮されない可能性を考えておいたほうが良いでしょう。

図表3: 日本に居住している期間がリセットされるケース

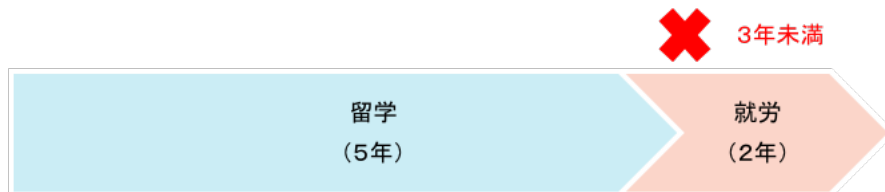


出所:コンチネンタル国際行政書士事務所作成

5年のうち3年は就労していること
(10年以上の居住者は1年の就労期間でOK)

引き続き5年間のうち3年間は日本で就労できる在留資格で就労していることが必要です。留学生のアルバイト（資格外活動）は含まれませんので、在留期間が5年の留学生の場合は要件を満たさないことになります。

図表4: 5年のうち3年の就労の要件



出所:コンチネンタル国際行政書士事務所作成

(2) 原則20歳以上の年齢であること

申請には「20歳以上で本国法によって行為能力があること」が要件となっています。ただし、未成年の子が両親と一緒に帰化申請する場合には、20歳未満でも帰化申請が可能になります。

(3) 生計要件：生計を維持していける収入があること

申請する外国人本人及びその家族が安定的に生計を維持していけるかという点が問題になります。なお、銀行通帳も法務局に提出しますが、預貯金の金額はあまり問題にはならず、月々の収入（キャッシュフロー）が重要視されます。

月々の収入は概ね20万円程度以上あれば問題にはなりません。雇用形態は、正社員でも契約社員、派遣社員でも構いませんが、無職では生計を維持していける説明がつかないため帰化申請前に就職することが必要です。

(転職した場合)

転職した場合は、転職直後は勤続の安定性の観点から不許可となる可能性があるため、転職後1年くらいは経過していることが望ましいといえます。

(借金の状況)

借入金については、住宅ローンや自動車ローン、カードローンがあっても返済が滞りなく行われていれば問題はありません（未払い等で債権者から訴えられているとアウトです）。また、自己破産をした人であっても、7年が経過していれば問題はありません。

(4) 素行要件：税金・年金の義務履行、犯罪をしていないことなど

税金の納付義務

最近、年金の支払いなどで審査の厳格化の傾向が見られる

所得税・住民税・法人税などの税金が適正に支払われており未納でないこと。会社員で給料天引きの方であれば問題にはなりづらいですが、個人事業主などで個別に税金を収めている方は要注意です。もしも、支払っていない場合は、直ぐに支払って完納する必要があります。完納して納税証明書にきちんと記載されれば問題はありません。

また、結婚して配偶者がいる場合には、配偶者の分の納税証明書も法務局へ提出する必要がありますので注意が必要です。本人が完納していても配偶者が未納である場合には、配偶者にもきちんと税金を納めていることが求められます。

税法上適正な扶養状況であること

扶養に入れる家族等は本来扶養に入れることのできる人のみでないといけません。従って、例えば、収入要件を超過している配偶者や税法上の要件を満たしていない本国の両親や兄弟姉妹などを扶養に入れているときは税法違反になってしまいます。この場合は適切な状態での修正申告が必要になります。修正申告をすれば問題はありません。

年金

年金については、2012年7月の法改正を機に、その支払い状況も審査の対象になりました。会社員で厚生年金に加入している人は問題になりませんが、厚生年金に未加入の企業に勤めている場合や、国民年金を支払っている人の場合にはきちんと年金の納付義務を果たしている必要があります。

（会社員の場合）

会社員であって、厚生年金や国民年金を支払っていない場合は、国民年金を直近1年分（約18,000円×12ヶ月分）支払い、その領収書を提出することで年金の要件を満たすことができます。

（経営者の場合）

なお、会社経営者や個人事業主で従業員を5人以上雇用している場合には、厚生年金に加入している必要があります（帰化の審査上のみならず社会保険への加入は法律の義務です）。今まで、厚生年金に加入していなかった会社経営者は、現時点から厚生年金に加入し、1年間の加入実績を積み上げなければなりません。
（＝向こう1年間は帰化申請できません）かつては、過去1年分の国民年金を支払えば良いという運用がなされていましたが、最近では永住権のように厳格化される傾向にあります。

犯罪歴が無いこと

（交通違反）

過去5年の交通違反が審査対象になります。一時停止違反や駐車違反などの軽微なものであれば5回以内くらいが目安になります。ただし、飲酒運転や人身事故、ひき逃げなどの重い罪については一定の期間（5年）が経過し過去5年の中の犯罪歴が綺麗にならないと帰化は認められません。

（喧嘩などでの暴行・傷害）

また、暴行や傷害などで罰金刑などの犯罪歴がある場合には数年程度の経過を見られるようです。

（勤務先が不法就労助長罪で摘発）

なお、勤めていた会社が、不法就労助長罪で摘発された場合などは、本人が摘発されていなかったとしてもネガティブに働くため注意が必要です。

（在留特別許可を受けた場合）

在留特別許可を受けた場合は、本人及び配偶者にそれぞれ在特許可から10～15年などの相当年数の経過が求められます。

（5）喪失要件：母国の国籍を抜けることができること

日本では二重国籍を認めていないため（＝帰化をするためには元の国籍を離脱することを求めている）、帰化した場合、母国の国籍を抜けることとなります。しかしながら、例えば、母国で課されている兵役義務を終了しないと国籍を離脱できないなどの制度がある国もあり、それぞれの国の制度を事前に確認する必要があります。

(6) 思想要件：破壊活動などの危険な思想を持っていないか

日本国を破壊しようとするような危険な思想を持っていたり、そのような団体を結成したり加入していないかということです。

(7) 日本語能力があること

帰化申請では、一定の日本語能力を求めています。日本語能力検定3級以上くらいが目安になります。帰化申請をした後に行われる法務局の面談は日本語で行われます。その際に、あまり日本語が得意でないとされる外国人の方には、かんたんな日本語のテストが課される場合があります。

帰化条件が緩和される外国人

ここまで一般的な外国人の帰化の要件を見てきましたが、以下の9つの場合のように、日本人で生まれた場合、配偶者が日本人である場合、元日本人など一定の要件を満たすと、帰化の一部の要件が緩和される措置が取られます。これを先にも述べた通り「簡易帰化」といいます。

図表5: 簡易帰化の適用要件

| 外国人の状況 | 住居 | 能力 | 生計 | 素行 | 喪失 | 思想 |
|---------------------------------------------------|----|----|----|----|----|----|
| 通常の外国人 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1 日本人であった者の子で、引き続き3年以上住んでいる | | | | | | |
| 2 日本生まれで、日本に3年以上住所または居所がある または、父または母も日本で生まれている | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 引き続き10年以上日本に居所がある | | | | | | |
| 4 配偶者が日本人で、3年以上居所がある | | | | | | |
| 5 配偶者が日本人で婚姻3年以上で1年以上居所がある | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 日本人の子で日本に住所がある | | | | | | |
| 7 日本人の養子で引き続き1年以上日本に住み、 養子縁組のとき本国で未成年だった | | | | | | |
| 8 元日本人で日本に住所がある | | | | ○ | ○ | ○ |
| 9 日本生まれで生まれつき無国籍で、 引き続き3年以上住んでいる | | | | | | |

出所:コンチネンタル国際行政書士事務所作成

【1. 日本人であった者の子で、引き続き3年以上住んでいる】

- 外国籍である元日本人の両親の外国籍の子どもが日本国籍に戻りたい場合などが該当し、その場合は日本に引き続き3年間住んでいれば居住要件を満たします

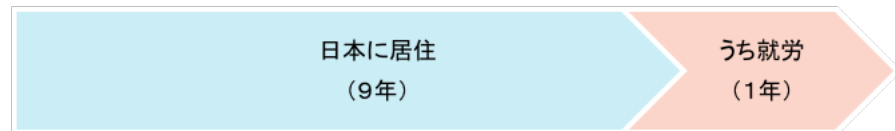
**【2. 日本生まれで、日本に3年以上住所または居所がある
または、父または母も日本で生まれている】**

- 日本に3年以上住んでいるか、または、ご両親が日本生れの場合は直ちに居住要件を満たします

【3. 引き続き10年以上日本に居所がある】

- 引き続き10年以上日本に住んでいる人は、うち1年間就労していれば居住要件を満たします。

図表6: 引き続き10年以上日本に居所がある外国人



出所: コンチネンタル国際行政書士事務所作成

【4 & 5 日本人の配偶者等の場合】

- 3年以上日本に住所を有し、現在も日本に住所を有していれば、結婚した時点で3年以上日本に住んでいれば直ちに帰化申請の要件を満たします
- 結婚の日から3年を経過し、引き続き1年以上日本に住所を有していれば、結婚後、海外で2年+日本に1年居住でも住居要件を満たします
- 日本人の配偶者の場合は、就労経験は求められません。
- また、日本人の配偶者の場合は、20歳未満であっても能力要件（20歳以上であること）を満たします。

【6. 日本人の子で日本に住所がある】

【7. 日本人の養子で引き続き1年以上日本に住み、養子縁組のとき本国で未成年だった】

【8. 元日本人で日本に住所がある】

【9. 日本生まれで生まれつき無国籍で、引き続き3年以上住んでいる】

- これらの条件に該当する人は、住居要件（日本に住んでいる期間）と能力要件（二十歳以上）の他にも生計要件（一定以上の収入）が緩和されます。

帰化申請の審査期間

現在お持ちの在留資格は入国管理局へ申請してきたと思いますが、帰化（日本国籍の取得）は入国管理局でなく法務局に申請することになります。

帰化申請の審査期間は、ビザで示されているような標準処理期間がなく、目安となる期間がわかりません。最近では10ヶ月以上と長期間にわたります。また、人によってもその期間はまちまちとなっていますので6か月くらいで認められたひともいれば1年以上かかってしまったというケースもあります。

審査期間の差がどのようにでてくるのかはつきり分かりませんが、その外国人の方の在留資格や申請した時期や申請した地域、法務省の状況、そして、審査資料の内容です。審査資料の内容以外は、私たちからはコントロールすることができませんので、なるべく、審査書類の不備や再提出などで追加の時間がとられることは避けたいところです。

専門家を起用せずに外国人の方ご自分で申請した場合には、書類の書き方の細かいルールなど法務局の運用がわからないため、修正などが多く入ってしまい審査機関が長期化する傾向にあります。

図表 7 帰化申請の流れ

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| STEP 1 | 帰化の要件を満たしているか確認 ご本人が要件を満たしているか確認します |
| STEP 2 | 法務局へ事前確認 予約を取り管轄の法務局へ訪問、個々人の必要な書類を確認します (住所、学歴、職歴、家族構成) |
| STEP 3 | 資料の収集 4~8 Weeks リストアップした必要書類を収集します 本国内で必要な書類や家族の書類は時間がかかるので要注意 |
| STEP 4 | 資料の作成 1~2 Weeks 必要書類をもとに書類を作成します |
| STEP 5 | 法務局へ帰化申請 本人が必ず行く 1~3 Months 在留ビザ申請と違い帰化は「必ず本人が出頭する必要」があります |
| STEP 6 | 法務局と面談 帰化申請から1~3ヶ月後) 審査 5~7 Months 日本語で面談が行われ日本語の能力も試されます 面談後、当局職員が自宅や職場へ訪問や連絡をします (実地調査) 審査官から追加の資料提出などの指示があります |
| STEP 7 | 帰化の許可連絡 法務局へ「帰化者の身分証明書」をもらいに行きます |

出所 :コンチネンタル国際行政書士事務所作成

帰化申請の審査資料 (膨大な量の審査資料が名物)

次ページ以降に審査資料を記載しています。膨大な量の審査資料はA4 数百ページにおよび、厚さは数十センチにもなってしまう量です。これらの資料をひとつずつ作成したり国内外の役所などで集めていかなければなりません。そして、少しでも間違いがあると修正が求められ、とても長い時間を要することになります。

また、本国内で取得する書類も多く、韓国語や中国語などの外国語の文書は日本語への翻訳を作成する必要があります。

図表8: 帰化の申請書類一覧

- ① 帰化許可申請書(写真貼付)
- ② 親族の概要(日本・外国)
- ③ 履歴書(その1・その2)
最終卒業証明書または卒業証書写し
- ④ 在学証明書・成績証明書
- ⑤ 技能及び資格証明書
- ⑥ 帰化の動機書
- ⑦ 宣誓書
- ⑧ 国籍証明書(訳文)
- ⑨ パスポート・渡航証明書(写し)
- ⑩ 身分関係を証する書面
 - 【韓国・朝鮮】
 - ・基本証明書(訳文)
 - ・家族関係証明書(訳文)(本人・父・母)
 - ・婚姻関係証明書(訳文)(本人・父・母)
 - ・入養関係証明書(訳文)
 - ・親養子入養関係証明書(訳文)
 - ・除籍謄本
 - 【台湾】
 - ・本国の戸籍謄本(訳文)
 - ・本国の除籍謄本(訳文)
 - 【その他】
 - ・出生証明書(訳文)(本人・兄・姉・弟・妹)
 - ・婚姻証明書(訳文)(本人・父母)
 - ・親族関係証明書(訳文)
 - ・申述書(訳文)
 - ・その他(父母の死亡証明書等)(訳文)
 - 【戸籍届出書の記載事項証明書】
 - ・出生届書(本人・兄・姉・弟・妹)
 - ・死亡届書(父・母)
 - ・婚姻届書(本人・父・母)
 - ・離婚届書(本人・父・母)
 - 【その他】
 - ・養子縁組・認知届・親権を証する書面・判決書(確定証明書付き)
 - 【日本の戸籍謄本・除籍謄本】
 - ・本人(日本国籍を喪失した者)
 - ・親・子・兄弟姉妹・夫・妻・内縁者・婚約者・養父母
 - ・帰化した者(帰化事項の記載のあるもの)
- ⑪ 国籍離脱・放棄等の宣誓書
 - ・アメリカ、イギリス、フランス、フィリピン、カナダ、オランダ
- ⑫ 出入国記録
 - ※上陸から現在に至るまでの在留資格、許可の種類、法定の住所期間における出入国歴が記載されたもの
- ⑬ 住民票の写し
 - ・帰化申請者、同居者、配偶者(元配偶者を含む)、内縁関係にあるもの、その他同居していない親族
 - ・配偶者または元配偶者の住民票写しは、婚姻期間中の居住歴が記載されたもの
- ⑭ 戸籍の附票の写し
- ⑮ 閉鎖外国人登録原票の写し
- ⑯ 在留カード、特別永住者証明書カードの写し

- ⑰ 生計の概要 その1-その2
 - ・在勤および給与証明書
 - ・土地・建物の登記事項証明書
 - ・預貯金通帳の写し・預貯金現在高証明書
 - ・賃貸契約書の写し
- ⑱ 事業の概要
 - ・会社等法人の登記事項証明書
 - ・営業許可書・営業免許書類の写し
- ⑲ 課税・納税証明書
 - 給与取得者・確定申告なし**
 - ・総所得金額が記載された都道府県・市区町村民税の課税証明書（1年分）
 - ・都道府県・市区町村民税の納税証明書（1年分）
 - ・源泉徴収票（1年分）
 - 給与取得者・確定申告あり**
 - ・総所得金額が記載された都道府県・市区町村民税の課税証明書（1年分）
 - ・都道府県・市区町村民税の納税証明書（1年分）
 - ・所得金額が記載された所得税の納税証明書（3年分）
 - ・所得税の確定申告書（添付書類含む）の控え（1年分）
 - ・源泉徴収票（1年分）
 - 個人事業主**
 - ・総所得金額が記載された都道府県・市区町村民税の課税証明書（1年分）
 - ・都道府県・市区町村民税の納税証明書（1年分）
 - ・所得金額が記載された所得税の納税証明書（3年分）
 - ・所得税の確定申告書（添付書類含む）の控え（1年分）
 - ・消費税の納税証明書（3年分）
 - 法人**
 - ・法人の都道府県・市区町村民税の納税証明書（1年分）
 - ・法人の所得金額が記載された法人税の納税証明書（3年分）
 - ・法人の法人税の確定申告書（添付書類含む）の控え（1年分）
 - ・法人の消費税の納税証明書（3年分）
 - ・法人の事業税の納税証明書（3年分）
 - ・源泉徴収簿の写し※申請者に関する部分
- ⑳ 年金保険料の納付証明書
 - ・ねんきん定期便
 - ・年金保険領収書写し
 - ・年金事務所の確認書
- 21 運転免許証関係
 - ・運転記録証明書（過去5年間）
 - ・運転免許経歴証明書（失効した人、取り消された人）
 - ・自動車等運転免許証写し表（裏）
- 22 自宅、勤務先、事業所付近の略図
- 23 スナップ写真（最近のもの（家族、友人等）2枚～3枚）
- 24 診断書、母子手帳写し

ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」といいます）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であるとして一部であることを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当社は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂
コンチネンタル国際行政書士事務所